令和5年度

国の施策及び予算に関する重点事項の提案

令和4年7月

名 古 屋 市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、 厚くお礼申し上げます。

本市は、人口 233 万人を擁する大都市であり、2026 年の第 20 回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催や、2027 年のリニア中央新幹線の開業に向けたまちづくりを着実に進めるなど、名古屋大都市圏における政治・経済・文化の中心都市として、当圏域のさらなる発展をけん引していく役割を担っています。加えて、リニア中央新幹線の全線開業によって誕生する、7,000 万人を超える世界最大級のスーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮させるためには、中部国際空港第二滑走路の整備を始めとした都市機能の強化が必要不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症への対応においては、ワクチン接種後、長期的な副反応が疑われるさまざまな症状が継続する症例があることから、本市では、全国に先駆けて専用の窓口を開設したほか、縮小した地域経済を回復させるため、事業者の方々への切れ目のない支援を続けています。今後も感染拡大防止と社会経済活動の回復のための環境整備を行いつつ、ポストコロナ時代の実現に向けた取組みを進めていく必要があります。

併せて、少子・高齢化や都市インフラの老朽化、南海トラフ巨大地震への対策を始め、デジタル時代に対応した行政及び事業者のDX、脱炭素社会の実現に向けた水素を始めとした新エネルギーの利活用等によるGXの推進なども喫緊の課題となっております。

これらの課題に対して、市民に一番身近な基礎自治体である本市が、自らの 発想と創意工夫により、責任を持って解決を図るためには、国・地方間及び地 方公共団体間の役割分担を抜本的に見直し、役割に応じた権限と税財源を一体 的に移譲するとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的 に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」の早期の創設が必要です。

こうした真の分権型社会である「特別自治市」が実現するまで、当面、国の施策として行っていただきたい事項や国の協力を必要とする事項について、本書のとおりご提案させていただきます。

令和5年度の国の施策及び予算編成において、ここに取りまとめた提案事項が実現することで、本市は、国の掲げる成長戦略や地方創生の実現、東京一極集中の是正などに寄与し、日本をけん引するエンジンとなることができるものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 4 年 7 月

名古屋市長 河 村 たかし

提案項目一覧

1	地方税財源の充実確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	特別自治市の創設等	3
3	新型コロナウイルス感染症対策の充実等	5
4	リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化	9
5	地域強靱化に向けた防災対策	13
6	施設の老朽化対策	17
7	安心・安全なまちづくりの推進	19
8	安心して生活できる福祉・医療体制の充実	21
9	子どもの健やかな育ちの支援	23
1 0	教育行政の充実	27
1 1	名古屋城(名城公園)の整備	29
1 2	なごや東山の森(東山公園・平和公園)の整備	31
13	堀川の総合的な整備	32
1 4	名古屋圏道路ネットワークの整備等	33
1 5	名古屋港の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
16	中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現	37
1 7	スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実	39
18	プラスチック資源の循環に向けた支援の充実	41
19	アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援	43

1 地方税財源の充実確保

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 国・地方間の税源配分の是正

- ・国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割 分担に応じた税の配分となるよう、地方税の配分割合を高めて いくこと。
- ・地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。
- ・国と地方の役割分担の見直しを行った上で、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

(2) 地方交付税の改革等

- ・地方交付税総額については、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。特に、新型コロナウイルス感染症を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰等への対応については、歳出特別枠を設けるなど必要な財政措置を講ずること。
- ・地方財源不足の解消は、臨時財政対策債ではなく、地方交付税 の法定率引上げ等によって対応すべきである。

<提案の背景>

真の分権型社会の実現のためには、国と地方が対等な立場で十分議論を行った上で、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、住民に一番身近な基礎自治体が自らの権限と財源により、責任を持って施策を決定・実施することが重要である。

(国・地方間の税源配分の是正)

現状における国・地方間の税の配分は6:4である一方、地方交付税、 国庫支出金等も含めた税の実質配分は3:7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、消費税、所得税、法人税等複数の基幹税からの税源移譲を 行い、国・地方間の税の配分をまずは5:5とし、さらに、国と地方の役 割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた税の配分と なるよう地方税の配分割合を高めていくべきである。

また、地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、また、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。もとより、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

さらに、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国の関与・義務付けの廃止・縮減と併せて、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すべきである。

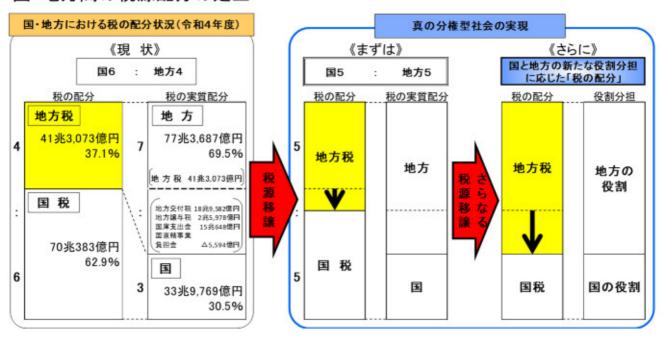
(地方交付税の改革等)

地方交付税については、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきでなく、地方の財政需要やふるさと納税の影響も含めた地方税等の収入を的確に見込むことで、標準的な行政サービスの提供に必要な総額を確保すべきである。特に、新型コロナウイルス感染症を契機として経常的に見込まれる財政需要や原油価格・物価高騰等への対応については、歳出特別枠を設けるなど、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、地方財源不足の解消は、臨時財政対策債を速やかに廃止し、地方交付税の法定率引上げ等によって対応すべきである。

さらに、臨時財政対策債の元利償還金については地方交付税措置となっているが、償還時に不交付団体である場合には地方税で償還することとなるため、財政力が高い団体に相対的に多く配分されている臨時財政対策債の配分方法を見直すべきである。

国・地方間の税源配分の是正



2 特別自治市の創設等

(内閣府、総務省、財務省)

【提案内容】

(1) 特別自治市の創設

・圏域における連携を推進し、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことを基本とする新たな大都市制度として「特別自治市」を早期に創設すること。

(2) 大都市税源の拡充強化

- 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応するため、 国・道府県から指定都市への税源移譲を行うこと。
- ・ふるさと納税制度について、大都市の税収減が看過できない状況となっていることなどから、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを行うこと。

<提案の背景>

本市は、平時・非常時を問わず、市民に最も身近な基礎自治体として質の高い行政サービスを提供するだけでなく、大都市特有の行政需要に的確に対応するとともに、圏域の中心都市として、当地域ひいては国全体の発展をけん引していくことが期待されている。こうした役割を将来にわたり着実に果たしていくためには、都市の能力と役割に見合う権限・税財源を兼ね備えた、この圏域にふさわしい大都市制度の創設が必要である。

(特別自治市の創設)

圏域における連携を推進し、自らの責任と権限、財源に基づく総合的・一体的な市政運営が可能となるよう、第33次地方制度調査会における調査審議の状況も踏まえ、事務・権限の移譲を可能な限り進めるとともに、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担う、行財政面で自主・自立した「特別自治市」を早期に創設すべきである。

(大都市税源の拡充強化)

新たな大都市制度が創設されるまでの間、指定都市が大都市特有の財政需要や、道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県からの個人・法人所得課税及び消費・流通課税に係る複数税目の税源移譲により大都市税源の拡充強化を図るべきである。

また、新たに国・道府県から事務・権限が指定都市へ移譲される場合に必要な財源についても、指定都市へ税制上の措置を講ずるべきである。

さらに、ふるさと納税制度については、返礼品を目的とした寄附による 税額控除により、大都市の税収減が看過できない状況であることなどを踏 まえ、特例控除額に定額の上限を設けるなどの見直しを行うべきである。

~名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方~

大都市を取り巻く状況

- ・少子化・高齢化に伴う人口構造の変化
- 交流人口の増加
- ・価値観・ライフスタイルの多様化
- 公共施設老朽化に伴う保全・更新費用の 増加

名古屋大都市圏を取り巻く状況

- ・リニア中央新幹線の開業
- ・南海トラフ巨大地震発生に対する懸念等
- 圏域を取り巻く厳しい経済環境
- ・広域的な取組みに対するニーズの高まり

指定都市制度の問題点

- 特例的・部分的な事務配分
- ・大都市が担う事務、役割に対応できてい ない税財政制度

基本理念

「名古屋市の自立」と「名古屋大都市圏の一体的な発展」をめざす

基本的な視点

圏域全体をけん引

行財政面における自主・自立

地域ニーズへのきめ細かな対応

基本的な方向性

圏域における自治体連携の推進

- 大都市圏の形成をめざす。
- ◆当圏域の中心都市として連携の核とな り、強力なリーダーシップを発揮する。

「特別自治市」の創設

- ◆当圏域の自治体との連携を推進し、強い ◆市域内において地方が行うべき事務を本市が一元的に担うことを 基本とする「特別自治市」を創設する。
 - ◆地域ニーズにきめ細かく対応するため、住民自治の充実を図る。
 - ◆大都市に求められる役割や特有の行政需要に対応した新 たな税財政制度を構築する。

~大都市税源の拡充強化~

大都市特有の財政需要

- ●法人需要・インフラ需要 企業活動支援 道路整備 下水道整備 など
- ●都市的課題から発生する需要 生活保護費 保育所関係経費 ホームレス対策費 など

道府県に代わって行政サービスを提供

- ●地方自治法に基づくもの 児童福祉 食品衛生 土地区画整理事業 など
- ●その他法令に基づくもの 国・道府県道の管理 定時制高校人件費 衛生研究所 など

税源移譲により大都市税源の拡充強化が必要

〇ふるさと納税制度による個人住民税の寄附金税額控除額

(百万円)

	区 分		分 令和元年度 令和2年月		度 令和3年度	
I	全	围	326,478	339,100	431,142	
	うち、名古屋市分		8,098	8,592	10,649	

(注) 「ふるさと納税に関する現況調査」(総務省)の数値(各年度6月1日時点)

3 新型コロナウイルス感染症対策の充実等

(内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 感染拡大防止対策の強化

- ・積極的疫学調査などの感染拡大防止対策を確実に実施できるよう、保健所の体制強化等に必要な支援策を講ずること。
- ・無症状者に対する幅広いPCR検査等が実施できるよう、必要 な支援策を講ずること。
- ワクチン接種の有効性や安全性、長期的な副反応に関する情報について、国の責任において、積極的な周知を行うとともに、 十分な理解が得られるよう、努めること。
- ワクチン接種後の長期的な副反応に悩む方が、かかりつけ医以外にも、身近な医療機関で適切な治療を受けられ、専門医療機関につながる体制が全国的に展開されるよう努めるとともに、身近な医療機関を案内する窓口の設置に必要な財政措置を講ずること。
- ・既存の治療薬の治験、国産治療薬及び国産ワクチンの研究開発 や国内での生産体制の強化について、国の責任において推進す ること。

(2) 事業者等への支援

- ・縮小した経済活動を回復させるため、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた、継続的・積極的な対策を講ずること。
- 継続的な観光需要の喚起に必要な財政措置を講ずること。
- ・訪日外国人旅行者の受入環境整備に必要な措置を講ずること。
- ・公共交通事業者について、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等整備に必要な財政措置を講ずること。

(3) 事務・権限の移譲及び財政措置の充実

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく道府県知事の 権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるよ うにすること。
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定 都市を直接交付の対象とするとともに、新型コロナウイルス感 染症対応地方創生臨時交付金について、大都市に対して継続的 かつ重点的な措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、保健所による積極的疫学調査などの感染拡大防止対策を全庁的な応援体制のもと実施するとともに、ワクチンの接種体制を整備し、令和4年5月末までに12歳以上の市民の約60%が3回目接種を終えたところである。ワクチン接種を進める一方、接種後に長期的な副反応が疑われるさまざまな症状が継続する症例があることから、全国に先駆け、名古屋市医師会や愛知県看護協会の協力のもと令和4年3月25日より専用の相談窓口を設置し、これまでに1,000件以上もの相談を受け付けているところである。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化するなか、国際情勢等による原油価格や物価高騰等により、中小企業・小規模事業者はもとより、市民生活にも大きな影響が生じている。国においては「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」として、当面の支援策が示されたが、今後のポストコロナも見据えた、さらなる経済対策や需要喚起策等を行うことが必要である。

(感染拡大防止対策の強化)

引き続き、積極的疫学調査などの感染拡大防止対策や自宅療養者の健康観察を確実に実施できるよう、業務を担う保健所における専門的人材の確保などの体制強化等に必要な支援策を講ずるべきである。

また、無症状者に対する幅広いPCR検査等については、引き続き国の責任において検査体制を確保するとともに、検査希望者が幅広く受検できるよう体制強化を図るべきである。

さらに、ワクチンの有効性や安全性、長期的な副反応が疑われる症状を含む副反応等に関する情報について、国の責任において、わかりやすく、積極的な周知を行うとともに、十分な理解が得られるよう努めるべきである。

加えて、ワクチン接種者の増加に伴い、長期的な副反応で悩む方が増える中、相談者は、長期的な副反応に対応できる身近な医療機関の受診ニーズが高いことから、このような診療体制が全国的に展開されるよう努めるとともに、相談窓口による身近な医療機関への案内は非常に有効であり、副反応については長期に渡って症状が継続する事例も多く、今後も同様の相談体制を継続する必要があるため、こうした取組みを進める自治体に対して、引き続き必要な財政措置を講ずるべきである。

既存の治療薬の治験、国産治療薬及び国産ワクチン等の研究開発や国内

での生産体制の強化について、国の責任において引き続き積極的な支援を行う必要がある。

(事業者等への支援)

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や原油価格・物価高騰、原材料不足、DXへの対応など、事業者を取り巻く経営環境は一段と厳しい状況にあることから、国においてはウィズコロナ・ポストコロナも見据えた継続的・積極的な経済対策を講ずるほか、縮小している消費を回復・活性化させるために実施する消費喚起策への助成等、効果的な施策を講ずるべきである。

また、現在、都道府県が実施主体となっている地域観光事業支援について、指定都市も実施主体の対象に加えるとともに、海外からの観光需要の回復も見越した長期的な支援が必要であることから、令和5年度以降においても観光需要喚起事業の継続に必要な財政措置を講ずるべきである。

さらに、訪日外国人旅行者の受入環境整備については、制度の要件緩和 や財源の継続的な確保などの支援が必要である。

加えて、駅構内や車両内の混雑緩和対策に資する施設等の整備を行う公共交通事業者に対し、必要な財政措置を講ずるべきである。

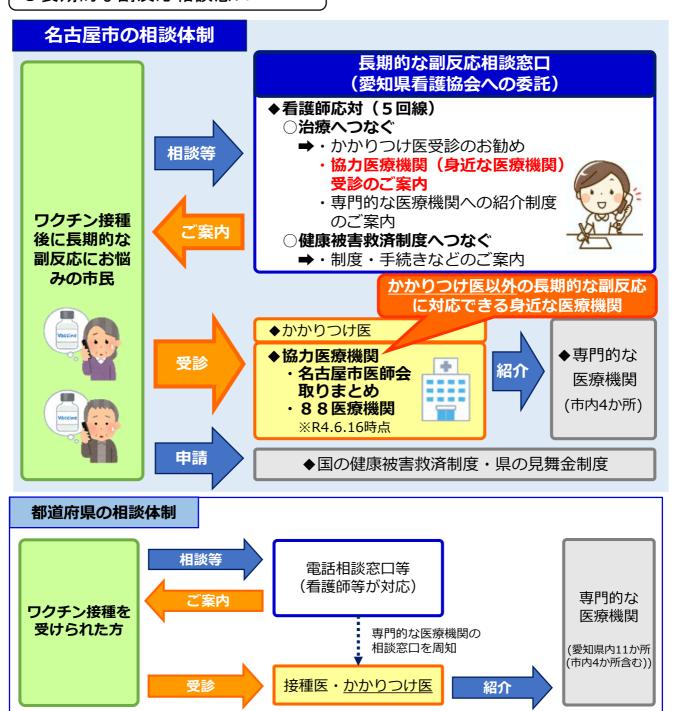
(事務・権限の移譲及び財政措置の充実)

人口が集中し、交流が活発な大都市部においては、感染拡大のスピードが非常に早いことから、早期の感染防止対策が非常に重要であるため、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応できるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法や感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく、軽症者宿泊療養施設や臨時の医療施設の開設、ワクチン流通の調整などの道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲するべきである。

また、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にするとともに、交付金のさらなる増額や対象事業の拡充を図るべきである。

さらに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、 地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、継続的に措置するとともに、 財政力に関わらず必要な額を措置するよう算定方法を見直すなど、大都市 に対して重点的に配分するべきである。

〇長期的な副反応相談窓口



4 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 名古屋駅のスーパーターミナル化の推進

- ・スーパー・メガリージョンによる効果の最大化と広域的拡大を 図るため、アクセス性の向上・総合交通結節機能の強化など名 古屋駅のスーパーターミナル化に向けた取組みについて、社会 資本整備の重点施策として強力に推進すること。
- ・整備には相当規模の投資が必要であるため、国家的プロジェクトとして、国際競争拠点都市整備事業等により、重点的な財政措置を講ずること。
- 国際競争力強化に資する民間投資の促進に向けて、都市再生緊急整備地域等における税制優遇について、適用期限の延長など必要な措置を講ずること。
- (2) リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援
 - ・名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図るため、高速道路 出入口及び渡り線の追加に取り組んでおり、リニア中央新幹線 開業に向け早期に整備を行う必要があることから、有料道路事 業としての必要な財政支援を行うこと。

<提案の背景>

リニア中央新幹線の開業予定が令和9年に迫る中、開業によって出現するスーパー・メガリージョンの効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化が必要である。

(名古屋駅のスーパーターミナル化の推進)

世界的なものづくり圏域の中心に位置する名古屋駅のスーパーターミナル化は、世界最大級のスーパー・メガリージョンの効果を広域的に拡大し、我が国の国際競争力強化へ繋げていくものであり、また、リニア中央新幹線と東海道新幹線との二重系化による国土強靱化の加速化に資するものである。さらに、新たな人の流れや地域間の交流を支え、持続可能な地域社会の形成や経済成長の基盤となる事業である。

現在、リニア中央新幹線名古屋駅においては、全5工区で全面的に工事が展開されている。

本市においてもまちに開かれた「ウォーカブルな広場」の整備に向けて、 名古屋駅東側駅前広場では本格的に工事を進め、西側駅前広場では、まず は平面レベルの整備について、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会も 視野に、詳細設計等を実施する。また、民間プロジェクトとの連携や支援 など、名古屋駅エリア全体における都市機能の強化や防災性の高い空間の 確保、まちのにぎわい創出及び歩行者アクセスの改善などにも鋭意取り組 んでいる。

名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた整備には相当規模の投資が必要であり、「リニア関連名古屋駅周辺地区まちづくり基金」や補助制度の活用によって財源確保に取り組んでおり、令和4年3月には国際競争拠点都市整備事業に採択されたところである。

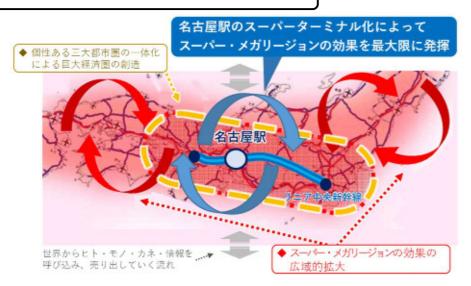
人口7,000万人を超えるスーパー・メガリージョンの大動脈の結節 点である名古屋駅において、その効果を最大限に発揮させるために、社会 資本整備の重点施策として推進することが不可欠であり、今後も時機を失 することなくスピード感をもって事業を推進し、名古屋駅の交通結節性や 災害レジリエンスの強化を推進していくため、重点的な予算配分など、特 別な財政措置を講ずる必要がある。

併せて、都心部の都市機能強化を支援するため、令和5年3月末までとなっている都市再生緊急整備地域等における税制優遇の適用期限の延長などを行う必要がある。

(リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援) 名古屋高速道路の名古屋駅周辺のランプは、栄・伏見地区を向いた出口 配置であり、名古屋駅へ向かうにはUターンや迂回を伴う利用となってい る。また、都心環状線の合流部等では朝夕を中心に渋滞が発生している。 さらに、再開発の進展などにより交通量の増大が見込まれている。

これらに対応し、リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、高速道路出入口及び渡り線を追加し、名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上を図る必要があることから、新黄金出入口、新洲崎出入口、栄出入口及び丸田町JCT西渡り線・南渡り線の早期整備を図るため、無利子貸付金など有料道路事業としての財政的な支援が必要である。

スーパー・メガリージョンの形成



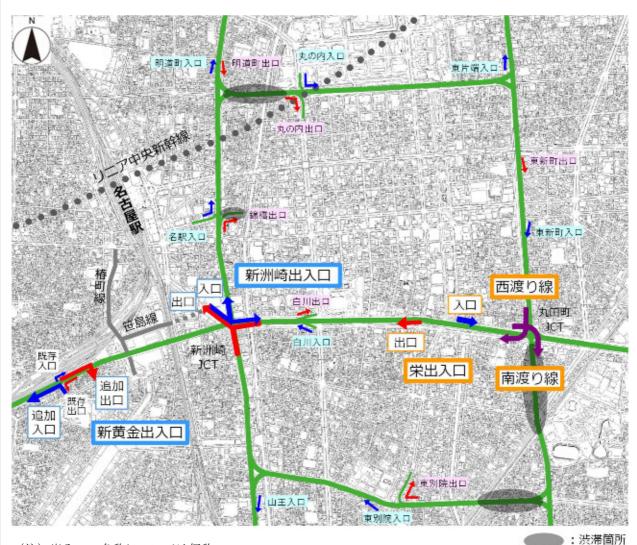
名古屋駅の都市機能強化

スーパーターミナル化



名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上

- ・新黄金出入口の新設による駅西側とのアクセス強化、新洲崎出入口の新設による駅 東方面とのアクセス性向上を図る。
- ・名古屋駅周辺の改善だけでなく、栄出入口の新設並びに丸田町 J C T における西渡り線及び南渡り線追加により、都心環状線の渋滞解消、名古屋駅へのよりスムーズなアクセス性向上、名古屋駅から中部国際空港を始めとする南方面へのアクセス性向上及び都心部における自動車の集中緩和を図る。



(注) 出入口の名称については仮称

5 地域強靱化に向けた防災対策

(内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 災害に強いまちづくり

ア震災対策

- 緊急輸送道路や避難路を確保するため、橋りょうの耐震対策、 電線類の地中化及び道路の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・河川管理施設の耐震対策、名古屋港防災施設の機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・地震災害時に避難場所や復旧・復興拠点となる公園の整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・地下鉄構造物の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- ・建築物の耐震対策や市設建築物の天井脱落対策に必要な財政 措置を講ずるとともに、耐震診断義務付け対象建築物の耐震 改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すること。

イ 豪雨対策

- ・治水上重要な国直轄河川庄内川を始め、愛知県管理河川の改修等さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。特に庄内川の枇杷島狭さく部においては、JR新幹線橋りょう、JR東海道本線橋りょうの架替えに早期着工すること。
- ・堀川、山崎川、戸田川などの本市管理河川の改修事業、リニア中央新幹線開業を控えた名古屋駅周辺地域や山崎川流域における下水道の浸水対策事業を着実に推進するため、必要な財政措置を講ずること。
- ・樹木・堆積土砂に起因する洪水氾濫を防止するため、必要な 財政措置を講ずること。

(2) 災害対応力の向上

- 帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、必要な支援策を講ずること。
- 名古屋を始めとする、中部圏の災害対策機能の強化を図るため、 基幹となる広域防災拠点として名古屋港の早期整備を行うとと もに、愛知県が整備を行っている名古屋空港について、その早 期整備に必要な財政措置を講ずること。
- ・水防法改正に伴う想定最大規模の浸水想定区域等を踏まえた避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。
- ・下水道基幹施設の耐水化及び非常用電源確保に対し、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市は世界有数のものづくりの中枢圏域である名古屋大都市圏の中心都市であり、多くの人口や都市機能が集積するとともに、道路、鉄道、港湾など各種交通の要衝となっている。一方、本市西南部には海抜ゼロメートル地帯が広がるなど、地震災害や風水害等の大規模自然災害に対する脆弱性を有している。

本市では、国土強靱化地域計画に基づき防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところであるが、令和2年度には、災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえて「名古屋市地域強靱化計画」を改定するとともに、「名古屋市災害対策実施計画」に新たな事業を追加するなど本市の強靱化施策の充実と加速を図っている。

(災害に強いまちづくり)

「震災対策]

南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、港湾、公園、上下水道等の都市インフラの防災機能を強化する必要がある。また、死傷者数や経済的な被害を減らすため、民間建築物、市営住宅始め市設建築物の早期の耐震対策や市設建築物における天井脱落対策が必要である。さらに、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置の適用期限を延長すべきである。

「豪雨対策〕

国県市では、これまでも一定の治水安全度の向上を図ってきたが、近年頻発化・激甚化する豪雨に対し、「流域治水」の考え方に基づく、事前防災・減災対策の加速化が求められている。国直轄河川庄内川では、特に枇杷島狭さく部における特定構造物改築事業について、県道枇杷島橋の架替えの早期完成を目指すとともに、JR新幹線橋りょう、JR東海道本線橋りょうの架替えにも早期着工する必要がある。また、愛知県管理河川の改修事業を推進するとともに、本市管理河川の改修事業や下水道の浸水対策事業を推進し、災害に強いまちづくりを着実に進めていく必要がある。

ついては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や緊急浚渫推進事業債等の制度を活用し、必要な財源を確保する必要がある。

(災害対応力の向上)

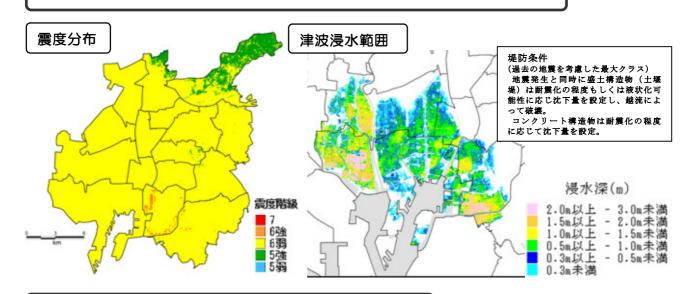
都心部における駅周辺の帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設を確保するため、備蓄物資購入に対して財政措置や退避施設に係る固定資産税の軽減を講ずるとともに、施設管理者の損害賠償責任が及ばない制度の創設等の支援策を講ずる必要がある。

また、広域にわたる大規模災害時に、基幹となる広域防災拠点として、 名古屋港については国による早期の整備を行う必要があるとともに、名古 屋空港(豊山町・青山地区)については愛知県による早期整備に必要な財 政措置を講ずる必要がある。

さらに、水防法改正に伴い公表された想定最大規模の浸水想定区域等を 踏まえた市民の避難対策等を推進する必要がある。

下水道基幹施設については災害時にも下水道機能を確保するための耐水化や、非常用電源確保の対策を着実に推進する必要がある。

南海トラフ巨大地震の被害想定(過去の地震を考慮した最大クラス)



名古屋市災害対策実施計画(平成31年3月策定)

■趣旨·目的

~誰もが安心して暮らせる減災都市名古屋~

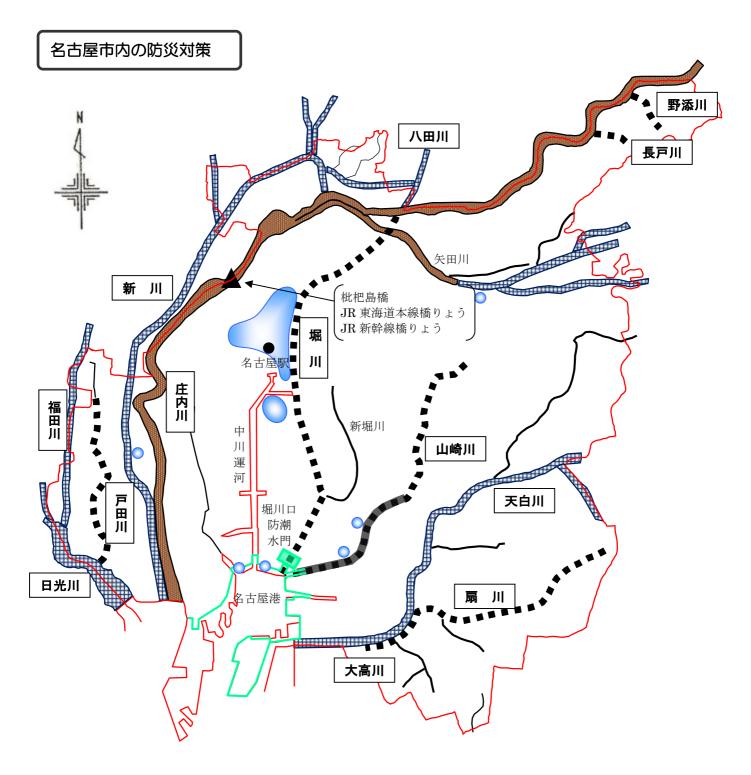
名古屋市防災条例に掲げる「自助」「共助」「公助」の理念を念頭に置き、市民・事業者等とも協働して本計画に掲げた対策を推進することで、災害発生時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児、外国人を含む全ての人が安心して暮らせるまちの実現をめざします。

■計画目標(関連部分抜粋)

指標	現状値	目標値	
拍 惊	(2018年度末)	(2023 年度)	
耐震補強実施橋りょう数	事業中7橋	完了9橋※1	
耐震改築実施橋りょう数	事業中1橋	完了 1 橋※1	
電線類の地中化実施路線数	事業中3路線	完了 2 路線	
緊急輸送道路の整備箇所数	事業中3箇所	完了 2 箇所	
震災に強いまちづくり方針において避難地とし	事業中 9 箇所	事業実施 11 箇所	
て計画された公園のうち整備済み箇所数	完了 161 箇所	完了 163 箇所	
山崎川堤防の耐震化延長	4,500m	9,200m	
みずプラン 32 における配水管の更新及び耐震 化延長	314km	510km%2	
みずプラン 32 における下水管の改築及び耐震 化延長	135km	225km%2	
対策が必要な市有建築物の天井等落下防止対策 の実施施設数	13 施設	45 施設	
民間再開発事業による帰宅困難者収容施設・備蓄倉庫等の導入地区数	8地区	10 地区	
堀川の整備率	40%	48%	

※1、2021年度の目標値

※2、みずプラン32の目標年度は2020年度



凡	例	
国直轄河川 (▲は枇杷島地区特定構造物改築事業)		下水道の浸水対策事業
県管理河川		河川堤防の耐震対策事業
 広域河川		
 海岸保全施設(防潮壁等)		

※提案内容より治水・港湾事業を中心に抜粋

6 施設の老朽化対策

(文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1)公共土木施設

・道路施設、河川管理施設、公園施設、上下水道施設、港湾施設 などの機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老 朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

(2) 市設建築物

義務教育施設や市営住宅などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市の保有する学校・市営住宅などの市設建築物は、昭和40年代から60年代を中心に、道路・河川・公園などの公共土木施設は、昭和30年代から集中的に整備されてきており、経過年数の増加に伴う修繕、改修などが必要となる施設の増加が見込まれている。

今後も人口減少や人口構造の変化などを踏まえて、公共施設を健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供していくためには、施設の長寿命化による経費の抑制と平準化とともに、市設建設物について、保有資産量の適正化を図る必要がある。

(公共土木施設)

道路橋、横断歩道橋、道路舗装、道路照明などについては、維持管理計画に基づく点検結果を活かした「予防保全型」維持管理を推進している。 今後も適切な維持管理を持続的に実施するため、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

河川のポンプ施設については、維持管理計画に基づいた整備・更新を今後も持続的に推進していくため、十分な財源の継続的な確保を図るとともに、交付金の対象に小規模な河川排水機場や地域排水ポンプ所を加えるなど要件緩和を行い、さらなる制度の拡充が必要である。

公園施設については、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新を進めるために、十分かつ継続的な財源の確保を図るとともに、建築物及び公園橋の点検・修繕等にも財政措置を講ずるなど、さらなる制度の拡充が必要である。

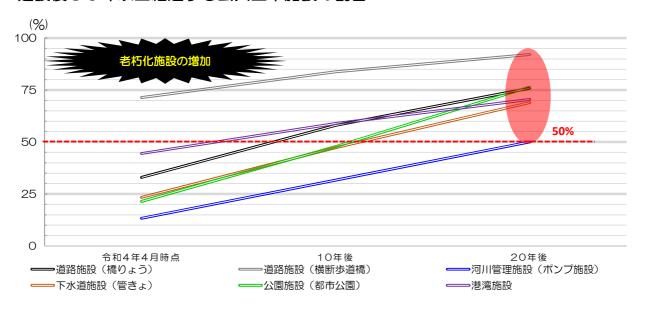
下水道施設については、一斉に改築時期を迎えており、改築に対して適切な国費負担が得られない場合、下水道施設の老朽化対策が十分に進められず、汚水流出や道路陥没の発生、下水処理機能の停止など、社会経済活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。下水道の公共的役割・社会的影響を踏まえ、国における責務の観点から、下水道施設の改築に対して、必要な財源の確保とともに、特に下水道老朽管の改築・更新に係る補助制度の創設が必要である。

港湾施設については、予防保全の観点から計画的な維持管理に取り組むため、引き続き財政措置が必要である。

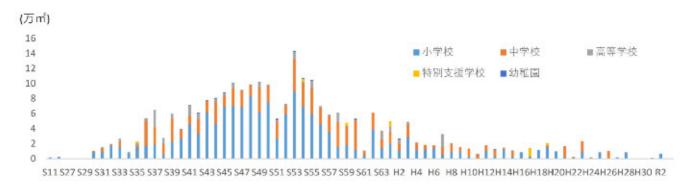
(市設建築物)

義務教育施設などについて、本市においては、築40年を経過した校舎等が7割を超えており、「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」を策定し、経費の抑制と平準化を図りで施設の長寿命化に取り組むととである。とれて改修や空調設備の整備、施設のバリアフリー化により、児童生進のといる。計画な学校生活の確保に努めている。ともいるとともではなり、新増築の際に最大3年先の学級数で補助資格を第二とができる制度の改善、施設のバリアフリー化のなどに対けできる制度の改善、施設のバリアフリー化なる制度の充実が必要がある。といるに、新増算入に係る整備などに対けている。制度の充実がが必要がある。といるに、「名古屋市営住宅等アセットともに、管理戸数が、を表定し、持続可能で安定的な管理運営を行うとともに、住宅ストックのおまた、持続可能で安定する管理や改善を計画的に推進している。長寿命化に資する管理や改善を計画的に推進している、十分な財源の継続的な確保が必要である。

建設後50年以上経過する公共土木施設の割合



義務教育施設等の建築年度別の延べ床面積





7 安心・安全なまちづくりの推進

(法務省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

(1) 交通安全対策の推進

・通学路の安全対策を速やかにかつ継続的に進めるため、必要な 財政措置を講ずるとともに、ASV(先進安全自動車)の推進 を行うこと。

(2) 再犯防止の推進

・誰もが犯罪の被害者や加害者になることなく安心・安全に暮らすことのできる社会を実現するため、再犯防止施策の実施体制 の構築及び継続実施に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、通学路について、従来から関係局や警察等と連携し、毎年度 安全点検と安全対策に取り組んでおり、令和3年度には千葉県八街市で発生した児童死亡事故を受け、再度点検を実施するなど、安全対策を進めてきた。その中、令和4年3月24日に瑞穂区田辺通6信号交差点において、児童2名が青信号の横断歩道を歩行中に横断歩道に進入した自動車に衝突されるという死傷事故が発生した。これを受け、本市では有識者を交えた「通学路の更なる安全対策検討会」を4月27日に立ち上げ、検討を速やかに進めたうえで、対策を市内全域で展開していくこととしている。

また、本市の刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割と高い水準で推移しており、犯罪を抑止し、誰もが犯罪の被害者や加害者となることなく、安心・安全に暮らすことのできる社会の実現のためには再犯防止施策が重要である。本市では平成31年1月から令和2年6月まで国の地域再犯防止推進モデル事業の委託を受け、司法と福祉をつなぐコーディネート機関を設置し、福祉サービス等を必要とする起訴猶予者を福祉関係機関に適切につなぎ、継続的な支援を行うことで安定した生活の確保を目指す「伴走型入口支援事業」を実施したところである。

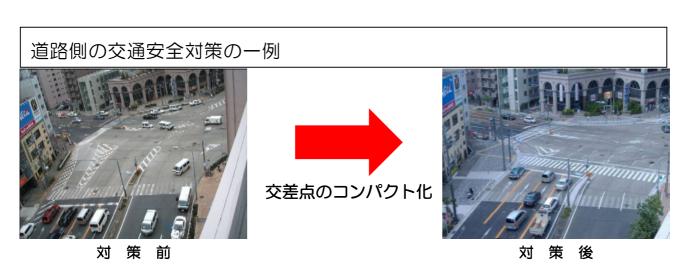
(交通安全対策の推進)

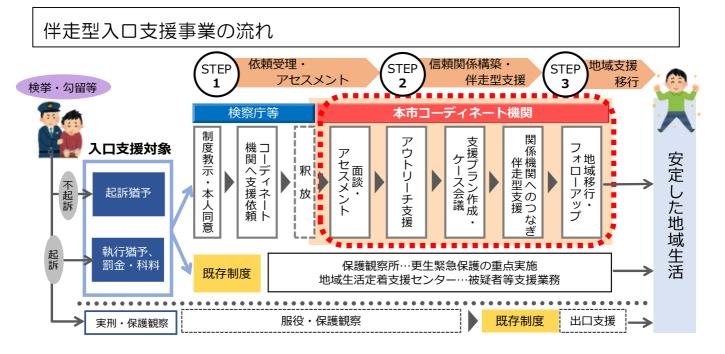
今後、幹線道路の歩道や横断歩道を含めた、通学路のさらなる安全対策 の推進が必要となることから、これまでも進めていたハード面の対策をさ らに加速するとともに、新たな視点による通学路の安全対策を速やかにか つ継続的に推進するため、必要な財政措置を講ずるべきである。

また、運転手側のヒューマンエラーが発生した場合においても、児童等の交通弱者の生命を守るため、車両側の安全対策を充実させることが重要であることから、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した車両であるASV(先進安全自動車)の推進が必要である。

(再犯防止の推進)

令和3年度には「名古屋市再犯防止推進計画」を策定し、令和4年度からは起訴猶予者に加え、執行猶予者等までを対象とした伴走型入口支援事業を本格実施することとしている。今後も既存の機関ではできない、きめ細かな対応やフォローアップなど支援の隙間を埋めることのできる伴走型入口支援事業を継続的に実施するため、必要な財政措置を講ずるべきである。







8 安心して生活できる福祉・医療体制の充実

(厚生労働省)

【提案内容】

(1) 粒子線がん治療の推進

・陽子線を含む粒子線がん治療について、患者の経済的負担を軽減するため、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を 適用すること。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すること。

(2) 地域医療体制の確保

・救急医療や小児・周産期医療など地域医療体制が維持できるよう、診療報酬の充実や運営費助成の拡充を図ること。

(3) 介護保険制度の円滑な実施

・看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を 促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れることがで きるよう、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

安全で安心して暮らせるまちを実現するため、福祉・医療体制の充実について、緊急かつ抜本的な対応が求められている。

(粒子線がん治療の推進)

これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がん、肝細胞がん、肝内胆管がん、すい臓がん、大腸がん(術後再発)に対する陽子線治療等、一部の粒子線がん治療に対し健康保険が適用された。陽子線を含む粒子線がん治療は、患者の経済的負担が大きいことから、誰もが正しく治療を受けられるよう、適応となる全ての治療に対して早期に健康保険を適用すべきである。また、健康保険が適用されるまでの間は先進医療としての取扱いを維持すべきである。

(地域医療体制の確保)

救急医療、小児医療や周産期医療などの地域医療については、医療機関にとって不採算であり、医師を始めとする医療従事者の負担が大きく、さらに令和6年4月から働き方改革によって医師の時間外労働の上限が適用されることにより、医療機関の体制確保がますます難しくなっていくことが見込まれる。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、救急外来の休止や救急搬送困難事案の増加など、救急医療にも大きな影響が生じているほか、受診患者数の減少や感染症対策への負担増などから医療機関の経営が悪化している。

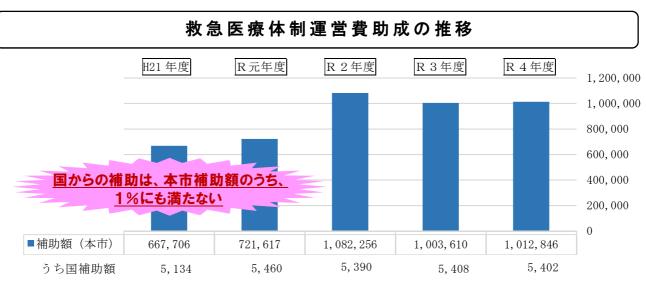
本市では、救急医療などの地域医療体制を確保するため、医療機関への

補助を行っているが、今後も引き続き、地域医療体制を維持していくためには、国においても診療報酬のさらなる充実や運営費助成の拡充を図るべきである。

(介護保険制度の円滑な実施)

平成27年度から特別養護老人ホームへの入所要件が原則要介護3以上となったことで、医療的ケアが必要な入所者の割合が増加し、人材確保が困難な中、看護・介護職員の負担が大きくなってきているとともに、医療的ケアが必要な利用者の受入れも年々厳しい状況となってきている。

平成30年度の介護報酬改定で看護職員等の夜間配置について加算が上乗せされたが、令和3年度の改定においては、加算の創設、上乗せ等の評価はされておらず、看護職員の24時間配置など特別養護老人ホームの体制強化を促進し、医療的ケアが必要な利用者を多く受け入れるには十分ではないため、さらなる財政措置を講ずるべきである。



※国からは、県の地域医療介護総合確保基金を通じて補助 ※H21~R3年度は決算額、R4年度は当初予算額(千円)

医療的ケアが必要な利用者の特別養護老人ホーム受入れが厳しくなっている

入所申込者(待機者)

特別養護老人ホーム

医療的ケアが必要な入所申込者の割合

3.9 ポイント差

医療的ケアが必要な入所者の割合

17.1% (令和3.4)

13.2%(令和3.4)

14.8% (平成28.4)

12.1% (平成28.4)

医療的ケアが理由で 入所できないケースが増加

(出所) 本市特養アンケート調査

"医療対応型"特別養護老人ホーム

(要件1) 医療的ケアが必要な入所者を30%以上

(要件2) 看護職員を24時間配置

(要件3) 医療機関を併設

医療機関と特養の連携

看護職員の24時間配置 にかかる運営費を

市独自財源により補助

9 子どもの健やかな育ちの支援

(内閣府、厚生労働省)

【提案内容】

(1) 「子ども・親総合支援」の推進

・さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して総合的に支援するとともに、子どもたちが課題や困難に直面しても夢や希望を持って将来に向かって生きる力を育むための支援を発達段階に応じて行う「子ども・親総合支援」を推進するため、財源措置などを講ずること。

(2) 保育所等利用待機児童対策の推進

・運営期間の賃借料加算について、単価を引き上げるなどの拡充 を図ること。また、都市部における保育所等への賃借料等支援 事業について、補助要件の緩和を図ること。

(3) 放課後児童健全育成事業の充実

- ・放課後児童健全育成事業所における受入児童数の増加を促進するため、受入児童数の増加に応じて補助基準額をさらに充実すること。
- ・放課後児童健全育成事業所を新設する際に必要となる職員確保 に係る経費について、補助制度を創設すること。
- ・放課後児童健全育成事業所の設置場所確保のため、事業実施期 間中に係る土地借料を補助の対象とすること。

<提案の背景>

本市では、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指しており、大都市特有の状況に応じたさらなる次世代育成支援策を推進していくことが必要である。

(「子ども・親総合支援」の推進)

子どもが自死に至るような悲しい事件が二度と起きない、一人の子どもも死なせないまちの実現に向け、本市では、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の保障をはかる第三者機関として「子どもの権利擁護機関」を設置・運営している。併せて、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親の家庭を支援員が訪問し、信頼関係を構築しながら対象

者の特性やニーズに応じて相談支援を実施するほか、キャリアの専門家が学校に常駐し、小学校から高等学校までの子どもが将来について考えるための情報や機会を提供するなど、早い段階から問題を予防し、子どもたちが夢や目標を持ってライフプランを描くことができるような開発的支援を行う「子ども・親総合支援」に取り組んでいる。

未来を担う人材の育成は将来への投資と捉え、子どもや若者、子育て世代を全力で応援し、子どもや親を総合的に支援する必要があるため、財源措置などを講ずるべきである。

(保育所等利用待機児童対策の推進)

本市における国の調査要領に基づく待機児童数は令和4年4月1日現在において9年連続で0人を実現した。しかし、今後も保育所等の利用申込児童数の増加が見込まれるため、賃貸物件によるスピード感のある保育所等整備を進め、開設後は基本的な給付である公定価格によって安定的に運営を支援することが待機児童対策上必要である。そのためには、公定価格の賃借料加算の単価を引き上げるとともに、指定都市の単価の適用区分を都道府県と別に定めることにより、より実勢に適合した単価とすべきである。また、運営期間に対する支援として、平成29年度に賃借料が公定価格の賃借料加算額と著しく乖離する場合の補助が創設され、令和元年度には開設年度に限り補助要件が緩和されたが、開設2年目以降も同様の取扱いとすべきである。

(放課後児童健全育成事業の充実)

近年、女性の就業率が上昇しており、昼間、就労等で保護者がいない家庭の児童の居場所として、放課後児童健全育成事業の果たす役割が大きくなる中、令和3年度の放課後児童健全育成事業所(以下、「クラブ」という。)において、待機児童は36名であった。

そのため、子どもの安心・安全な居場所の速やかな確保に向けて、まずは既存のクラブにおける受入れ児童数の増加を促進する必要があり、現在は同額となっている児童の数が36名から45名の場合の補助基準額について、児童数に応じた補助基準額にすべきである。

さらに、クラブの新設に必要な新たな職員を確保するため、クラブの負担となっている、求人広告料や開所前の研修期間に係る人件費について、補助制度の創設による支援が必要である。

また、クラブの設置場所を確保するに当たり、土地借料は新たに事業を 実施する場合の初年度に限り、工事契約日から開所するまでの期間につい て補助の対象とされているが、土地借料は建物の賃借料と同様に継続して 発生するものであることから、設置場所の確保及びクラブの負担軽減のた めには、事業実施期間中の土地借料についても補助の対象とすべきである。

子ども・親総合支援

すべての子どもたちへ

子どもの目前の進路にとどまらず、 将来の針路を応援し、子ども自身が自 分で、職業だけでなく生涯を通じたライ フプランを描けるよう、発達段階に応じ た支援を行う

さまざまな悩みや心配を 抱える子どもや親へ

「いじめ」「不登校」「ひきこもり」「発達障害」「学業」「内申点」「就職」「貧困」「虐待」「病気」等、様々な複合的な困難に対して総合的・包括的に、かつそれぞれの対象者を個別的に支援する

子どもの権利を保障する ために

子どもの権利を広く保障する機関を 設置する

全国的にも先進的な、主な取組み

学校におけるキャリア支援

- ○学校にキャリアコンサルタントの資格 を有する専門家が常駐 (R4年度:60校)
- ○子どもが夢や目標に向かって自ら 踏み出せるよう支援を実施
 - ・ライフキャリアに関する出前授業、 個別相談
 - ・保護者への講演会、個別相談
 - ・職業体験授業のコーディネイト等

家庭訪問型相談支援事業

- ○不登校や成績などのさまざまな悩みを抱える子どもや親に対して、 総合的・包括的に支援を実施
- ○自宅等に支援員が訪問し、寄り添い ながら悩みを聞き、不安等を軽減する ことで、子どもが将来の針路に意欲を 持てるようになるための支援を実施

【R3年度実績】支援対象者数 750人 訪問支援回数 20,563回

子どもの権利擁護機関

○子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利を広く保障する第三者機関としての「子どもの権利擁護機関」を設置

※令和2年1月14日開設

【R3年度実績】実相談件数 372件 延相談件数 2,498件

待機児童数と賃貸型保育所か所数について



(※)平成23年度以降の保育所整備か所数(累計)のうち、賃貸型保育所(累計)の占める割合

運営期間における公定価格の賃借料加算の拡充に係る提案

(月額・千円)

定員60人 賃借料月額1,000の場合 県 57 玉 市 玉 市 114 386 193 57 現 法人負担 1/4) (1/2)(1/4)(1/2)(1/4)状 193 公定価格の賃借料加算 228 都市部における保育所等への賃借料支援事業 579 ((賃借料一賃借料加算)×3/4) (c地域 単価 @3.8)

- ・建物賃借料が賃借料加算の額の3倍を下回る施設は補助対象外。
- ・補助対象となっている施設でも、<u>待機児童対策のための定員超過受け入れや定員拡大を行うと、</u> 補助対象から外れることがあり、不安定な面を有する。

公定価格賃借料加算の加算額の区分に係る提案

指定都市の 区分を新設

実勢に応じた 単価に見直し

都市部に

×	分	都道府県	指定都市	おける額 (千円)
a地域	標準	 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県	名古屋市	現行単価8.1
المحدق المحادث	都市部	7 XX		×60人=486
b地域	標準	 静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県		現行単価4.4
D TUBY	都市部	时间来·		×60人=264
c地域 一	標準	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・		
		長野県・愛知県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・		現行単価3.8 ×60人=228
	都市部	広島県・香川県・福岡県・沖縄県		
d地域	標準	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・ 富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・		現行単価3.4
	都市部	徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・鹿児島県		×60人=204

現

状

案内

提

案内容

a地域の指定都市及びc地域の名古屋市に係る住宅地平均価格(千円/㎡) (R3.1.1時点地価公示)

a川崎273.0 > a横浜231.6 > aさいたま206.7 > c名古屋187.3 > a相模原161.6 > a千葉121.9

10 教育行政の充実

(文部科学省)

【提案内容】

- (1)「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進
 - ・子ども主体の学びの実現に向け、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」 の一体的な充実による授業改善を強力に推進するため、財政措置などの支援策を講ずること。
- (2)「なごや子ども応援委員会」の支援
 - ・専門職員を常勤で置く「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置 及び専門家養成に係る措置を講ずること。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの法的な 位置付けを明確にするよう関係法令の整備を行うこと。
- (3) 教職員定数の充実改善及び外部人材の活用
 - 多様な教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図ること。
 - ・教職員定数の安定的な確保等のため、加配定数の基礎定数化を 拡充すること。
 - 部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)などの外部人材を活用する施策について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

児童生徒の心の問題や社会環境の変化を背景として、近年、いじめの深刻化が進むとともに、不登校児童生徒が増加する傾向にある。こうしたことから、現場を預かる地方公共団体として、自主的自立的な対応が可能になる仕組みづくりが必要である。

(「ナゴヤ・スクール・イノベーション事業」の推進)

本市では、探究的な学びを重視して進める実践研究や、幼稚園から高等学校までの学校園において、それぞれが目指す子ども像の実現に向けた課題・ニーズと、民間事業者の持つ専門的知識や技術、ノウハウ等をマッチングさせて、官民連携で取組む実践研究を進めている。これらの実践研究を通して、子ども主体の学びの実現に向け、子ども一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実による授業改善を推進するナゴヤ・スクール・イノベーション事業を進めている。今後、これらの実践研究をもとに、学びの方針を策定し、全

市の学校園に浸透させるための取組みを進めるこの事業には、他都市からも多くの視察があり、全国の公教育への展開も期待される先駆的事業であることから、財政措置などの支援策を講ずるべきである。

(「なごや子ども応援委員会」の支援)

本市では、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラー等を常勤職員として採用し、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」を運営しており、令和3年度の相談等対応件数は延べ41,604件、対象となる子どもの実数では6,480人に上っている。

専門職員を常勤で置く本市の「なごや子ども応援委員会」制度をモデルとした事業が全国的に展開されるよう、より一層の財政措置を講ずるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保のため、大学等の高等教育機関における専門家養成に係るカリキュラム編成を促進するべきである。

併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校において必要とされる標準的な職として、法令上明確にする必要がある。

(教職員定数の充実改善及び外部人材の活用)

日本語指導や通級による指導が必要な児童生徒への支援、校内の教室以外の居場所づくり等いじめや不登校への対応、学校統合のための総合支援、きめ細かな指導実施のために必要不可欠なティーム・ティーチング等の少人数指導及び教員の多忙化解消等の多様な教育課題に対応するためには、教職員定数の充実が必要である。

また、教職員定数の安定的な確保等のため、少人数指導や教科担任制、小学校専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の基礎定数化を拡充すべきである。

さらに、部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員(スクール・ サポート・スタッフ)などの外部人材をより一層活用するため、外部委託 事業を補助対象とすることや、補助単価の引上げ、補助制度の活用上限年 数の撤廃など、さらなる制度の充実が必要である。

教職員定数の充実改善及び外部人材の活用

多様な教育課題

- 日本語指導 通級指導
- ・校内の教室以外の居場所づくり
- いじめ 不登校
- ・小学校5・6年生の教科担任制
- ・教員の多忙化
- 少人数指導
- 少人数学級 等

教職員定数の充実

日本語指導、通級指導、児童生徒支援、小学校専科指導、統合支援、少 人数指導、少人数学級等の充実

基礎定数化の拡充

指導方法工夫改善加配のさらなる基 礎定数化

外部人材の活用

部活動指導員、外国語指導助手、教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ) などの活用



11 名古屋城(名城公園)の整備

(文部科学省、国土交通省)

【提案内容】

・本丸搦手馬出周辺石垣の修復や名勝二之丸庭園の整備を始めとした 文化財の保存活用及び復元模写された本丸御殿障壁画の表具工事に 対し、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市では、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべく、文化財の保存活用を順次進めているところである。

戦災により焼失した天守閣は昭和34年に再建しているが、現在、豊富な史資料に基づく天守閣の木造復元については、現状変更許可取得に向けた各種調査等を行っている。同じく戦災により焼失した本丸御殿は平成30年に上洛殿等を公開したほか、同年、金シャチ横丁の第一期開業を迎えたところである。

現在、約4千石に及ぶ本丸搦手馬出周辺石垣の解体修復や藩主が居住した御殿の庭園としては日本有数の規模を誇る名勝二之丸庭園の整備などの取組みを進めているところである。

(名古屋城(名城公園)の整備)

特別史跡名古屋城跡の価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべく、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」に基づき、石垣修復事業の早期完了や名勝二之丸庭園の保存整備、重要文化財表二の門等の大規模修理、重要文化財旧本丸御殿障壁画の保存修理、復元模写された障壁画の表具工事を着実に進め、文化財の保存活用等に一層努めていく必要がある。

名古屋城の整備の現状

名勝二之丸庭園の保存整備

提案先:文化庁

事業内容:歴史活き活き!史跡等総合活用整備

工期:平成25年度~

現状:文化財庭園としてふさわしい庭園となるよう、新たな整備計画を策定し、保存整

備を実施中



本丸搦手馬出周辺石垣等の早期修復

提案先: 文化庁

事業内容:防災施設整備(記念物)、歴史

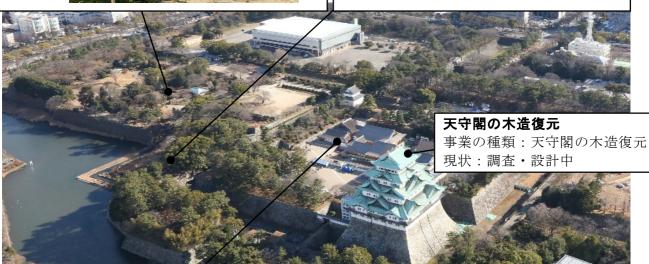
活き活き!史跡等総合活用整備

工期:昭和45年度~

現状:解体を完了し、積み直しに向けた

設計を実施中







本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提案先:国土交通省

事業内容:都市公園事業(社会資本整備総

合交付金事業)

工期: 平成 24~令和 11 年度

現状:復元模写制作事業の継続に伴い、完

成した復元模写を本丸御殿に貼り込

む表具工事を実施中

旧本丸御殿障壁画保存修理

提案先:文化庁

事業内容:美術工芸品保存修理

事業期間:昭和61年度~

現状: 天井板絵等の保存修理を実施中

金シャチ横丁第二期整備

事業の概要:芝居小屋風多目的施設及び尾張名

古屋の近世武家文化等について理

解を深める博物館等の整備

現状:整備基本計画の策定及び設計を実施中

(芝居小屋風多目的施設)

施設整備に向けた調査等を実施中(博物

館等)

表二の門等の大規模修理

提案先: 文化庁

事業内容:歴史活き活き!史跡等総合活用整備 現状:耐震診断を実施。現在、大規模修理に 先立ち、雁木に係る資料調査等を実施中



12 なごや東山の森(東山公園・平和公園)の整備

(国土交通省)

【提案内容】

・東部市街地に残る貴重な森を保全・再生するとともに、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組む「なごや東山の森づくり」の推進のため、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市東部市街地に残る「なごや東山の森」は、都市計画公園東山公園 及び平和公園にまたがる約400haもの面積を有する森である。この 森は、本市を代表する緑の拠点であるとともに、昭和10年の開園以来、 親しまれてきた市民の貴重な財産となっており、次世代に向けて守り育 てていく必要がある。

(なごや東山の森(東山公園・平和公園)の整備)

本市では、東山の森を保全し、次世代につなげていくために「東山動植物園再生プラン」に基づき、市民との協働等による森の保全・再生を進めるとともに、動植物園では、魅力的な施設や園路・広場等の整備により、自然の素晴らしさや大切さを体験・体感できる公園づくりに取り組んでいる。これらの事業を着実に推進するために財政措置を講ずる必要がある。

主な事業内容

森の保全・再生



市民協働による森づくり

動植物園の再生



『お花畑』の整備イメージ(植物園)















13 堀川の総合的な整備

(国土交通省)

【提案内容】

にぎわいの基軸となる堀川の良好な水辺環境の創出に向け、中長 期的な維持用水の確保を図るとともに、治水整備を推進する河川 改修事業など、総合的な整備に必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「う るおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心 における貴重な水辺空間として、さまざまな市民活動に利用されている。 一方、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対応するため、事前防災・減災対 策の加速化が求められているとともに、過去には護岸の崩壊が発生するな ど老朽化も懸念されている。

こうした中、リニア中央新幹線開業に向けて、名古屋駅や周辺の再開発 が進んでおり、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果 たす役割は重要性を増している。

(堀川の総合的な整備)

堀川において、舟運の活用などによるさらなるにぎわいづくりを進める ため、庄内川からの導水等の維持用水確保や下水道分流化の推進等による 水質浄化など、良好な水辺環境の創出を図るとともに、従来から整備して きた松重、洲崎地区に加え、名古屋駅や名古屋城に近い五条橋地区におい ても河川改修事業を推進するなど、総合的な整備が必要である。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】

【水質浄化】

【治水対策】



水辺空間の活用



維持用水の確保 (庄内川からの導水)

下水道分流化の推進等



護岸改修と河道掘削

14 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 自動車専用道路網の高いサービス水準の維持

・名古屋環状2号線専用部と名古屋高速道路が一体となって形成された自動車専用道路網の高いサービス水準を持続的に提供していくため、償還満了後における維持管理のあり方について検討を行うこと。

(2) 幹線道路等の整備

- ・選択と集中で進めている笹島線、東志賀町線(水分橋)などの 道路・橋りょうの整備やボトルネック踏切の除却を行う名古屋 鉄道名古屋本線(桜駅~本星崎駅間)連続立体交差事業及び小 幡5号踏切道改良計画事業の推進に必要な財政措置を講ずるこ と。
- ・渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討を進めている国道23号 (十一屋交差点~宝神交差点間)について、引き続き検討を進 めるとともに、必要な整備に早期着手すること。
- ・名古屋環状2号線一般部の暫定2車線区間について、4車線化 を進めること。

<提案の背景>

本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。

(自動車専用道路網の高いサービス水準の維持)

令和3年5月に全線開通した名古屋環状2号線専用部と名古屋高速道路が一体となって、迂回分散機能を発揮し、速達性・定時性が高まるなど信頼性の高い道路網が形成された。自動車専用道路網の高いサービス水準を維持するため、将来にわたって適切な維持修繕・更新等を実施することが必要である。

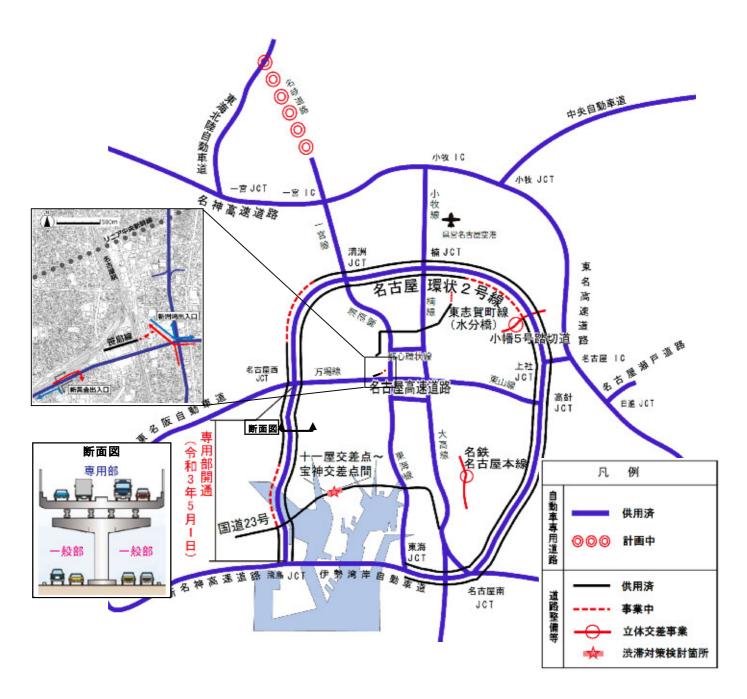
(幹線道路等の整備)

安全で円滑な移動を支える都市基盤の形成のため、道路ネットワークの強化に資する道路や橋りょうの整備、踏切道における渋滞解消等に資する

鉄道の立体交差化などによる、道路交通の円滑化や避難動線の確保が必要 不可欠である。

また、国道23号は名古屋港、衣浦港、三河港などの物流拠点と県内のモノづくり産業の生産拠点をつなぐ極めて重要な東西軸である。しかしながら、十一屋・宝神交差点間は交通量が多いことに加え大型車の割合も高いため、右折専用レーンの延伸などの対策が実施されてもなお慢性的な渋滞が発生している。そのため、渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討が進められているが、当該区間は、沿道環境や名古屋港の物流交通円滑化等の視点からも一刻も早い渋滞解消が求められる。

さらに、名古屋環状 2 号線及び周辺道路での交通渋滞の緩和等を図るため、ボトルネック部分である一般部の暫定 2 車線区間の 4 車線化が必要である。



15 名古屋港の整備

(国土交通省)

【提案内容】

(1) 国際競争力のある港湾の形成

- ・我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成に向け、高付加価値を産み出す中部のものづくり産業を物流面で支え、生産性向上を支援する「国際産業戦略港湾」として国際競争力を強化するため、飛島ふ頭東側におけるコンテナターミナルの機能強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・港湾整備等に伴い発生する浚渫土砂の新たな処分場整備の推進 に必要な財政措置を講ずること。
- ・脱炭素社会の実現に向け、カーボンニュートラルポートの形成 に必要な措置を講ずること。

(2)港湾の防災機能の一層の強化

- ・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時における重要インフラの機能確保のため、海岸保全施設(防潮壁等)の防災機能の強化に必要な財政措置を講ずること。
- ・堀川口防潮水門の防災機能の強化を図るため、必要な措置を講 ずること。

(3) 人々に親しまれる港づくり

・中川運河に魅力のある水辺空間を形成するため、水質改善に向けた取組みや運河改良、プロムナード整備について、必要な財政措置を講ずること。

<提案の背景>

名古屋港は、中部地域の海の玄関口として日本のものづくり産業を支えており、その役割を今後も果たすとともに、背後地の市民生活や企業活動の安全を確保するため、海上輸送網の構築、物流空間の形成及び防災機能強化を含む港湾整備を着実に進めていく必要がある。

(国際競争力のある港湾の形成)

名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾である。今後、生産性向上による日本経済の活性化とさらなる成長に向け、高付加価値を産み出す基幹産業・次世代産業である自動車関連産業、航空機産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える「国際産業戦略港湾」として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められており、そのためには、貨物取扱機能の強化を進

める必要がある。

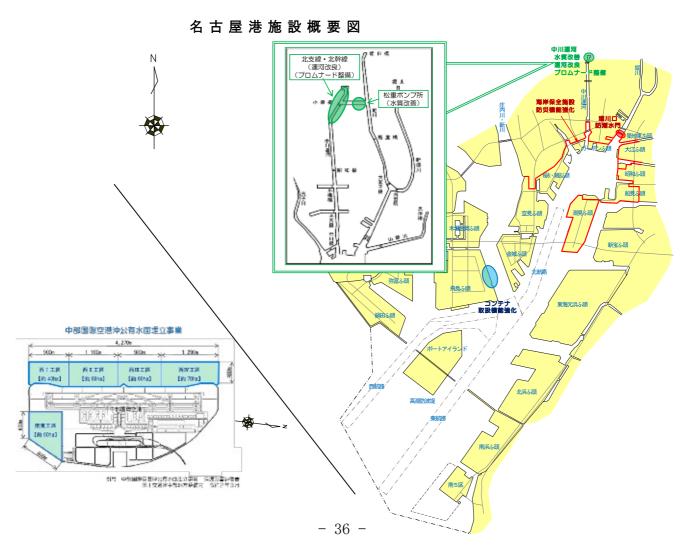
また、新たな土砂処分場については、中部国際空港沖公有水面埋立事業を着実に推進するとともに、適切な役割のもと、整備を進める必要がある。 さらに、港湾物流の脱炭素化や次世代エネルギーのサプライチェーン構築などを通じて、カーボンニュートラルポートの形成を推進する必要がある。

(港湾の防災機能の一層の強化)

当地域は、南海トラフ巨大地震の被害想定において深刻な被害を受ける可能性が示された。また、激甚化・頻発化する高潮・高波・暴風による被害などの災害に屈しない強靱な国土づくりを推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のもと、防潮壁等の機能強化を重点的かつ集中的に進める必要がある。

(人々に親しまれる港づくり)

環境にやさしく、夢・うるおい・にぎわいのある港づくりに向け、本市においては、都心と一体となったウォーカブルで魅力ある水辺空間の形成を進めているところであり、これを促進させるためには、港と都心を結ぶ中川運河の良好な水環境の創出や護岸改良、プロムナード整備による再生を進める必要がある。



16 中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現

(国土交通省)

【提案内容】

- ・地域において取りまとめた「中部国際空港の将来構想」の早期実現、 とりわけ、第1段階である2027年度の第二滑走路の供用開始に 向けて、必要な支援を行うこと。
- ・旅客のV字回復やさらなる増加に向けて、航空需要拡大の取組みを 一層推進するとともに、引き続き、中部国際空港への道路・鉄道等 のアクセスの充実に取り組むこと。

<提案の背景>

中部国際空港は、2005年の開港から18年目を迎え、国際拠点空港として、我が国の航空輸送発展の一翼を担い、モノづくりを中心に我が国の経済をけん引する中部地域の重要な社会インフラとして、国内外のヒト・モノの交流に大きく貢献している。こうした中、国土交通省による中部国際空港沖公有水面埋立事業については、2021年5月に埋立てが承認され、2022年2月には護岸基礎工事に着手されたところである。地域としては、2021年12月に「中部国際空港の将来構想」を取りまとめ、将来的に新滑走路として活用可能な埋立地の整備が、円滑に進むことを期待している。

今後、リニア中央新幹線の開業に伴い形成されるスーパー・メガリージョンの効果を最大限発揮させるためには、第二滑走路の整備を始めとする機能強化は必要不可欠である。

(中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現)

中部国際空港では、2019年度の旅客数は1,260万人、発着回数は11.2万回となり、いずれも過去最高を更新した。一方、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、いずれも過去最低を記録したものの、中長期的には、航空需要が確実に伸びていくことが見込まれており、国が2030年に目標とする訪日外国人旅行者数6,000万人を達成するためにも、第二滑走路の早期実現が必要である。

また、滑走路が一本である現状においては、滑走路等のメンテナンス時間の確保や将来的な大規模補修への対応が困難であり、スーパー・メガリージョン形成を見据え、社会・経済活動のグローバルな交流を支える国際

拠点空港としての役割を十分に発揮していくためにも第二滑走路は必要不可欠である。

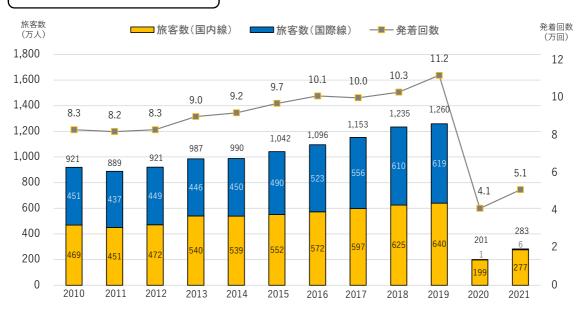
さらに、当地域は首都圏と関西圏の中間に位置し、道路・鉄道・港湾などの広域的な交通、物流ネットワークの結節点であることから、中部国際空港が社会インフラとしてリダンダンシー機能を持つことは、国土強靱化の面からも必要である。

新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、インバウンドを始めとした旅客のV字回復やさらなる増加に向けて、航空需要拡大の取組みを一層推進するとともに、引き続き、中部国際空港への道路・鉄道等のアクセスを充実させる必要がある。

スーパー・メガリージョンの形成



中部国際空港の利用状況



17 スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実

(内閣府、経済産業省、文部科学省)

【提案内容】

- ・スタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」が国際的 にブランドカを高め、海外に発信するための支援の充実を図るこ と。
- 「JーStartup」の地域版として当地域が選定する「JーStartup CENTRAL」へのさらなる支援の充実を図ること。
- ・アントレプレナーシップ教育を受けた学生が起業し、事業拡大するための支援の充実を図ること。

<提案の背景>

本市では、スタートアップによる新産業の創出と当地域の産業のさらなる発展のため、中部経済連合会、名古屋大学、愛知県、浜松市等とコンソーシアムを組成し、スタートアップ・エコシステムの形成を進めている。

令和2年7月には、愛知・名古屋及び浜松地域がスタートアップ・エコシステム「グローバル拠点都市」として内閣府から認定されたところである。

「グローバル拠点都市」については、内閣府が実施する「スタートアップ・エコシステム形成推進事業」におけるアクセラレーションプログラムや経済産業省が実施する「J-Startup」における各種プログラムにおいて、当地域の有望なスタートアップが参加して集中的な支援を受けているところであるが、成長への切れ目のない支援を展開するためにも、成長段階に応じたさらなる支援の充実が必要である。

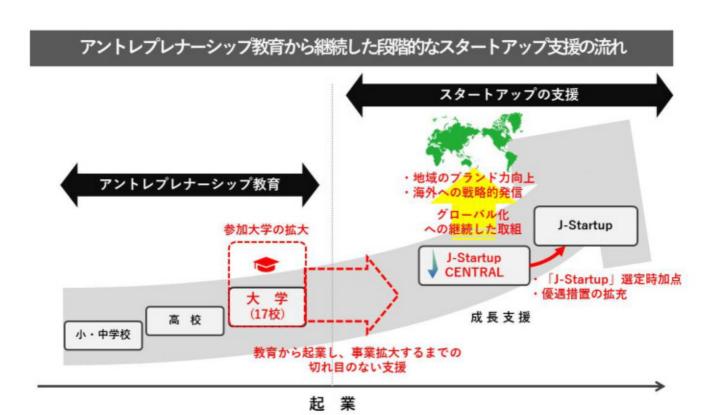
(スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援の充実)

世界に伍するスタートアップ・エコシステム形成のためには、世界中から優秀な人材、知、資金を惹きつけることが必要不可欠であり、当地域が独自の強みを明確化し、ブランド力を高め、それらを継続して海外に効果的かつ戦略的に発信するための支援の充実が必要である。

また、経済産業省が実施する「J-Startup」の地域版として、

令和3年1月に当地域が独自に選定し、支援している「J-S tartup CENTRAL」に対しては、国からの一定の優遇措置が行われているところであるが、当地域のスタートアップの成長を促すためにも、「J-S tartup」選定時の加点や補助金等における優遇措置の拡充など、さらなる支援の充実が必要である。

さらに、若い世代からのアントレプレナーシップ教育が重要であり、本市では小中学生及び高校生へのアントレプレナーシップ教育を、当地域の大学では、Tongali(東海地区の大学による起業家育成プロジェクト)として大学生へのアントレプレナーシップ教育を行っているところであるが、大学発のスタートアップを創出するためには、アントレプレナーシップ教育を受けた学生が起業し、事業拡大をするまでの切れ目のない支援が必要である。また、Tongaliに今後もより多くの大学が参加し、当地域のアントレプレナーシップ教育やスタートアップ創出の促進等を図るため、さらなる支援の充実が必要である。



18 プラスチック資源の循環に向けた支援の充実

(環境省)

【提案内容】

- プラスチック製品のリサイクルに係る経費について、自治体が新たに負担することとなる経費に対し、必要な財政措置を講ずること。
- ・循環型社会形成推進交付金の交付要件について、自治体ごとの事情に即した柔軟な対応ができるよう、要件の緩和を行うこと。
- ・プラスチック資源の受入事業者への補助制度を拡充すること。

<提案の背景>

令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」には、事業者の分別リサイクルの取組みのほか、プラスチック使用製品設計指針の策定や製造事業者等による自主回収促進等の枠組みが盛り込まれており、また同法において、自治体によるプラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えたプラスチック資源のリサイクルが掲げられていることから、プラスチック類の焼却量を直接的に削減し、脱炭素社会の実現に大きく寄与すると期待している。

一方で、容器包装リサイクル法において、自治体の大きな負担となっている分別収集・選別保管の経費に加え、新たに加わるプラスチック製品については再商品化に係る経費も自治体の負担とされていることから、さらなる経費負担の増大が懸念される。

さらに、焼却工場の整備等に充てている循環型社会形成推進交付金について、当該焼却工場に搬入を行う関係自治体全てにおいてプラスチック資源のリサイクルを実施することが新たに交付要件に加わっている。

(プラスチック資源の循環に向けた支援の充実)

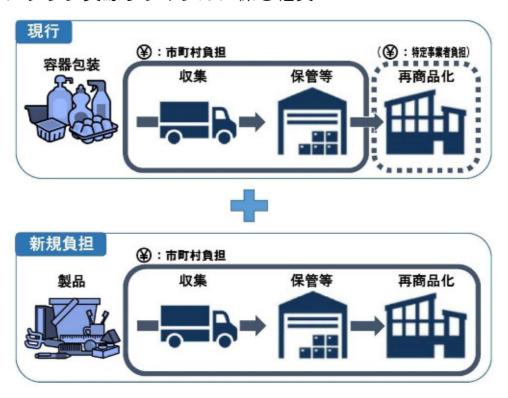
プラスチック製品の分別収集及び再商品化に係る経費について大きな負担増となることから、自治体が新たに負担することになる経費に対し、十分かつ継続的な財政措置が必要である。

また、循環型社会形成推進交付金について、複数の自治体の廃棄物を受

け入れている場合にはそのすべての自治体においてプラスチック資源のリサイクルを行うことが要件となっていることから、自治体ごとの事情に即した柔軟な対応ができるよう、要件の緩和が必要である。

さらに、プラスチック資源の受入事業者に対する補助金について、事業 者の施設整備を促進するため、補助制度の拡充が必要である。

〇プラスチック資源リサイクルに係る経費



【名古屋地域 循環型社会形成推進地域計画】

名古屋地域分布図

名古屋市

清須市

北名古屋市

あま市 (甚目寺地区)

豊山町



19 アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援

(総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

【提案内容】

- ・アジア競技大会及びアジアパラ競技大会を東京2020オリンピック・パラリンピックに続く国家的なプロジェクトとして、国の計画等に明記すること。
- ・国との連携を強化し、開催準備を円滑に進めるため、組織委員会 等に対し、国職員等を派遣すること。
- ・競技会場の整備・改修及び大会の準備・運営などに対するスポーツ振興くじ(toto)や宝くじなどによる支援を行うこと。
- ・組織委員会に対する寄附金について、法人税法上の指定寄附金及 び所得税法上の特定寄附金として指定すること。
- ・両大会の開催を国内外で周知するため、積極的な広報に努め、機 運醸成を図ること。
- ・両大会で活躍できる選手の育成に努めること。

<提案の背景>

心身の健康につながり、夢と感動、勇気を与えるスポーツは、豊かで潤いある生活に極めて重要な存在である。

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会は、アジア最大のスポーツの祭典であり、スポーツの振興はもとより、国際交流や産業技術、文化等各方面にわたり、日本全国に大きな波及効果をもたらすとともに、多様性を尊重し合う共生社会の実現にも大きく寄与する大会である。

(アジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催に対する支援)

閣議了解を踏まえ、両大会を国家的プロジェクトとして国の計画等へ明記するとともに、国とのさらなる連携強化のために組織委員会等へ対し、国職員等の派遣が必要である。

さらに、本市及び愛知県は開催都市として、アスリートファーストの観点を踏まえながら、簡素で質素かつ機能的で合理的な大会となるよう取り

組んでいくが、競技会場の整備・改修や大会の準備・運営、輸送対策には 多額の経費を要することから、スポーツ振興くじ(toto)や宝くじ、 寄附金に対する税制優遇制度などによる国の支援が必要である。

また、大会を成功に導くためには、両大会の開催を国内外で周知するため、国としてもあらゆる機会を捉えた積極的な広報が必要である。

加えて、東京2020オリンピック・パラリンピック以降も引き続き、 両大会で日本人選手が活躍できるよう必要な予算を確保し、選手育成に努 めることが必要である。

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋) 開催概要

〈開催期間〉2026年9月19日から10月4日まで

〈実施競技〉パリオリンピック(2024年)で実施される競技に加え、 アジア特有の競技等を実施(40競技程度で調整予定)

〈参加国〉45の国と地域

〈参加者数〉選手団(選手・チーム役員)約1万5千人を想定



第5回アジアパラ競技大会開催概要

〈開催期間〉2026年10月の7日間(想定)

〈実施競技〉18競技(想定)

〈参加国〉45の国と地域

〈参加者数〉選手団(選手・チーム役員)約4千人を想定



名古屋市瑞穂公園陸上競技場 (両大会メイン会場予定) 改築後イメージ図



これからも、街をむすぶ。人をつなぐ。

SINCE 1922 Transportation Bureau, City of Nagoya









